

松本市駐車場配置適正化条例 届出の手引き

令和2年8月

松 本 市

届出について

1 届出制の目的

市街地における駐車場の適正な配置を推進し、歩行者の移動上の利便性・安全性を確保するとともに、まちの活性化を図る有効な土地活用を誘導することを目的とするものです。

2 対象区域

平成31年3月に一部改定した松本市立地適正化計画に、駐車場配置適正化区域を設定しました。本条例による届出は、駐車場配置適正化区域内の行為を対象とします。

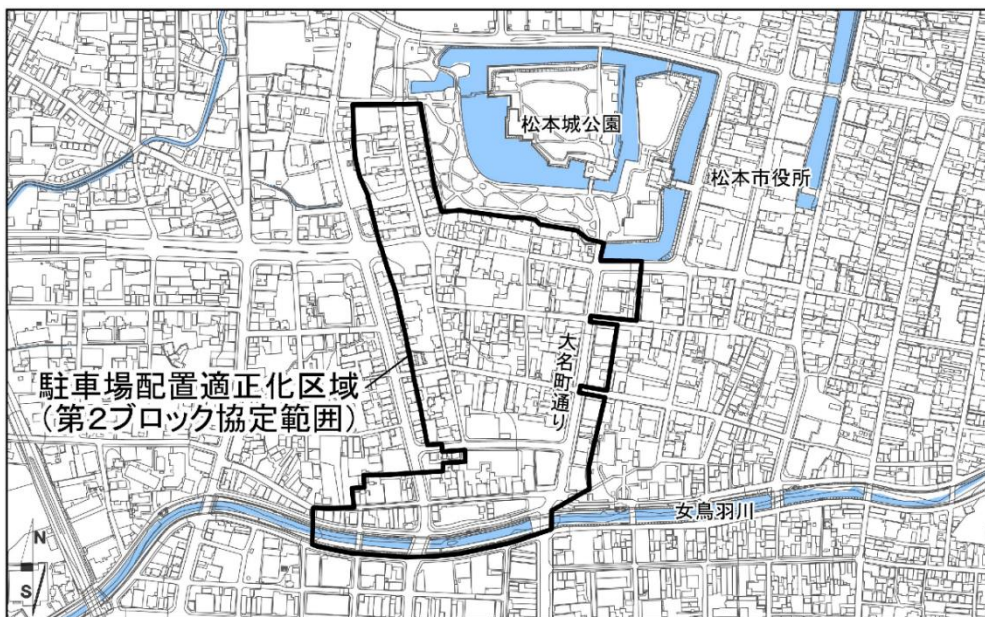


図 駐車場配置適正化区域

名称	区域
お城周辺地区第2ブロック	大手2丁目、大手3丁目、丸の内及び城西2丁目の各一部

3 対象施設

本条例は、道路区域外に設置され、一般公共の用に供される路外駐車場のうち、駐車用に供する部分（以下「駐車マス」という。）の面積の合計が30㎡以上の特定路外駐車場を対象とします。

（駐車場法第2条第2号）（松本市駐車場配置適正化条例第5条）

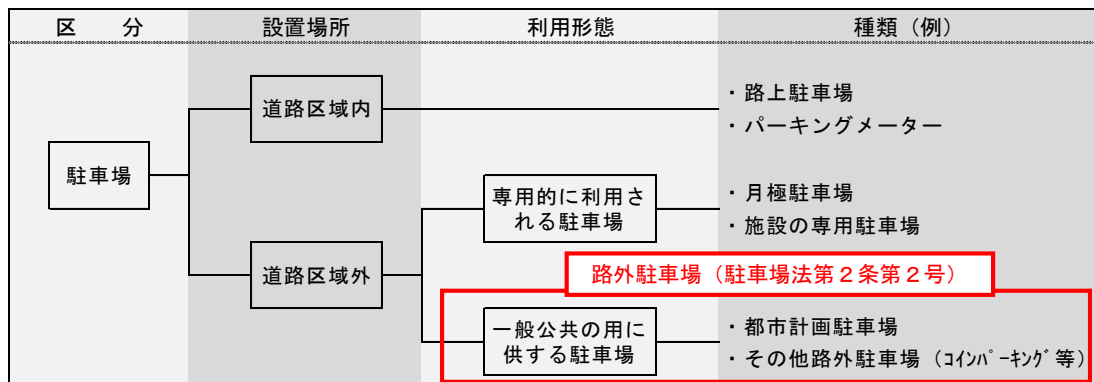


図 駐車場の分類

なお、駐車マスの面積の合計が500㎡以上の路外駐車場で、その利用について駐車料金を徴収するものは、駐車場法による届出対象です。

種類 規模 (駐車のために供する部分の面積)	路外駐車場（駐車場法第2条第2号）	
	有料駐車場	無料駐車場
～30㎡		
30㎡～500㎡	特定路外駐車場（松本市駐車場配置適正化条例第5条）	
500㎡～	届出駐車場（駐車場法第12条）	

4 対象行為

駐車場配置適正化区域内において、以下の行為を行う場合は、行為に着手する30日前までに届出が義務付けられています。

（都市再生特別措置法第106条第1項、第2項）（松本市駐車場配置適正化条例第5条）

- (1) 特定路外駐車場の設置
- (2) 届出の事項のうち、特定路外駐車場の位置、規模並びに自動車の出口及び入口の位置の変更

5 届出の書類等

届出に際しては、以下の書類等を2部提出してください。

- (1) 特定路外駐車場を設置する場合
 - ア 届出書
 - 様式16（都市再生特別措置法施行規則第48条第1項関係）
 - イ 添付書類
 - 位置図（縮尺10,000分の1以上）
 - 平面図（縮尺200分の1）
 - 特定路外駐車場の区域及び自動車の出口及び入口を表示すること。
 - 委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）
- (2) 届出内容を変更する場合
 - ア 届出書
 - 様式17（都市再生特別措置法施行規則第51条関係）
 - イ 添付書類
 - 位置図（縮尺10,000分の1以上）
 - 平面図（縮尺200分の1）
 - 特定路外駐車場の区域及び自動車の出口及び入口を表示すること。
 - 委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）

6 届出等の時期

駐車場配置適正化条例に基づく届出は、都市再生特別措置法に基づき、駐車場の設置等に着手する30日前までに行う必要があります。届出内容を変更する場合も、その行為に着手する日の30日前までに届出を行う必要があります。

また、条例により、駐車場配置適正化区域内の特定路外駐車場の設置に係る配置等基準が定められていることから、対象となる行為を行おうとする場合は、事業を計画、検討する早い段階からご相談ください。

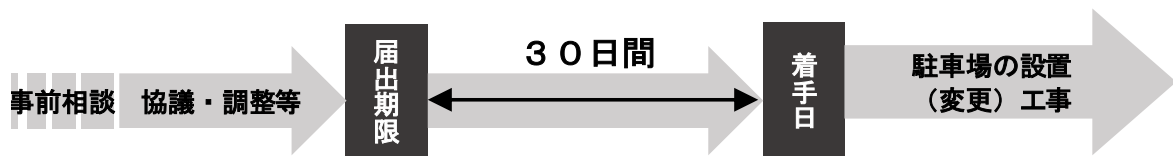


図 届出等の時期

7 手続きの流れ

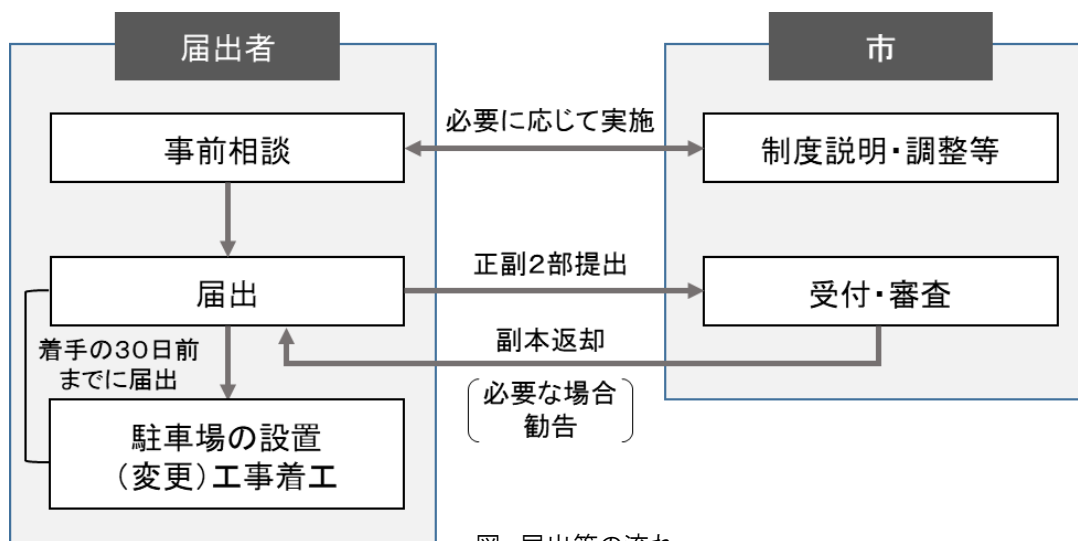


図 届出等の流れ

8 罰則

届出をしないで、又は虚偽の届出をして計画の対象行為を行った場合、50万円以下の罰金に処せられます。(都市再生特別措置法第129条)

9 届出様式（記載例）

様式第16（都市再生特別措置法施行規則第48条第1項関係）

記載例

特定路外駐車場設置届出書

都市再生特別措置法第106条第1項の規定に基づき、下記により届け出ます。

〇〇年〇〇月〇〇日 ※ 着手の30日前までに届出が必要

松本市長殿

特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

〇〇 〇〇

松本市〇〇〇1丁目234番

1	駐車場の名称	〇〇〇駐車場		
2	駐車場の位置	松本市〇〇〇5丁目678番		
3	イ 駐車場の区域の面積	436.91平方メートル		
		ロ 駐車場の用に供する部分の面積	a 駐車のために供する部分の面積	一般公共の用に供する部分 234.56平方メートル (駐車台数18台)
			それ以外の部分	123.45平方メートル (駐車台数10台)
		b 車路等の面積	78.90平方メートル	
4	自動車の出口及び入口の位置	市道〇〇〇〇号線側		

注1 3のロのa欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車のために供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。

2 3のロのb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車のために供する部分を除いた部分の面積を記載すること。

特定路外駐車場設置変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

松本市長 殿

特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

〇〇 〇〇

松本市〇〇〇1丁目234番

都市再生特別措置法第106条第2項の規定により、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日

2 変更の内容

（注意）変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

当初の届出後、特定路外駐車場の位置、規模並びに自動車の出口及び入口の位置の変更が生じた場合、変更内容を記入

お問い合わせ

松本市役所 建設部 都市計画課 都市計画担当

〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号

電話：0263-34-3245